

ブレーカ交換・点検に関する不審電話にご注意ください

このたび、当組合に一般のお客様より分電盤のブレーカは5年で交換しないと「いけません」「電気設備の無料点検を行っている」などと称し、交換工事や点検を勧める電話訪問の相談が寄せられました。

工事業者の中には、高額な工事代金を請求したり、必要のないブレーカ交換を勧めたりする事例も報告されていますので、安易に契約せず十分ご注意ください。

なお、電力会社が電話のみでブレーカ交換を勧めることは基本的にありません。

不審な連絡があった場合は、その場で契約や個人情報の提供は行わず、会社名や連絡先を確認したうえで一度電話を切るなど、慎重に対応してください。

(被害にあわないために)

福島県消費者センター「気をつけて！不安をあおる分電盤の点検商法！」引用

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005b/denkisetsubinotenkenshouhou.html>

- ・分電盤を含む家庭用電気設備については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知があり、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が訪問します。また、点検後にその場で契約を勧誘することはありません。詳しくは、一般社団法人送配電網協議会のホームページをご参照ください。
- ・分電盤に限らず、突然の電話や訪問による点検の申し出には注意しましょう。
- ・電話などで点検を持ちかけられても、すぐに承諾せず、家族や周囲の人に相談するほか、事業者を自分で調べるなど慎重に対応してください。訪問時には必ず調査員証の提示を求めましょう。
- ・分電盤は経年劣化により故障する可能性があります。心配な場合は、電力会社や信頼できる電気工事店へ相談しましょう。
- ・訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日を含め8日以内であればクーリング・オフが可能です。困ったときは、早めに福島県消費生活センターまたはお住まいの市町村の消費生活相談窓口へご相談ください。

消費者ホットライン（局番なし）188は、消費者庁につながる全国共通番号です。